

# 令和5年度奈良地方最低賃金審議会

## 第5回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和5年8月7日（月曜日）午後1時30分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

### 1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、下山 朗、坪田園子

労働者代表委員 河本章吾、松田拓実、山根惇

使用者代表委員 上村賢司、当麻和重、※西田雅彦

事務局 高木労働基準部長、箸方賃金室長、大橋賃金室長補佐  
北岡賃金調査員、竿谷賃金調査員

※はオンライン参加

### 2 議題

- (1) 奈良県最低賃金の審議（金額審議）について
- (2) その他

### 【大橋室長補佐】

それでは、ただ今から第5回奈良県最低賃金専門部会を始めます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、全員出席されておりますので、最低賃金審議会令の規定による、定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

また、本日の審議は「公開」として開始します。それでは、伊東部会長、議事の進行をお願いいたします。

### 【伊東部会長】

それでは、第5回奈良県最低賃金専門部会を開催いたします。

最初に、本日の議事録の署名人を指名いたします。

私その他に

労働者側は、松田（まつだ）委員

よろしくお願いいたします。

使用者側は、上村（うえむら）委員

よろしくお願いいたします。

それでは、

議題（1）「奈良県最低賃金の審議（金額審議）について」

に入ります。

まず事務局から、他の都道府県の審議状況について、何か情報があれば説明してください。

### 【箸方室長】

A ランクの神奈川と東京が41円の引き上げ額で目安どおりとなっております。

B ランクの山梨、静岡、滋賀、広島ですが、こちらも引き上げ額40円ということで目安どおりで結審しております。以上です。

### 【伊東部会長】

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（意見、質問がないことを確認）

それでは、本日の個別協議は、使用者側委員から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 【箸方室長】

使用者側委員が個別協議を行っている間は労働者側委員の皆様につきましては3階の労

災補償課の会議室でお待ちいただきますので、よろしくお願いいたします。

(個別協議)

(2回目の全体会議)

**【伊東部会長】**

それでは、全体会議に入りますが、その前に事務局にて定足数を確認してください。

**【大橋室長補佐】**

それでは、定足数を確認します。午後1時56分現在の定足数を確認したところ、全員出席されておりますので、最低賃金審議会令の規定による、定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

**【伊東部会長】**

現在、定足数は満たされており、奈良県最低賃金専門部会は有効に成立していることを確認いたしました。

それでは、全体会議を始めます。労使各委員の皆さんの熱心な審議、お疲れ様でした。ありがとうございました。

公益委員といたしましては、継続的に労使双方と協議してまいりましたが、労使双方が主張する金額に隔たりがあるため、公益委員3名にて協議した結果、これ以上協議を重ねても、「労使が意見の一致を見ることは不可能だ」と判断するとともに、公益委員(案)をお示し、採決をとることにいたしました。

採決を具体的に申し上げます、部会長を除く出席委員の過半数をもって決することとなります。なお、「賛成」「反対」が同数の場合は、部会長が決めることとなります。

それでは公益委員(案)を申し上げます。「中央最低賃金審議会の答申における別紙1「令和5年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解」の1の「令和5年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」を尊重することとし、現行896円に「Bランク40円」を上乗せし、時間額936円に改正する」。ただし、価格転嫁ができる体制、年収の壁の改善、金額における地域間格差の解消、を政府および最低賃金審議会に要望することといたします。

それでは採決をとりますので、部会長である私を除いた全委員、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の皆さん、「賛成」「反対」のいずれかに挙手をお願いいたします。

事務局にて、「賛成」「反対」の人数確認を行ってください。

まず、「賛成の方」、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

次に、「反対の方」挙手をお願いします。

はい、委員の皆さんありがとうございました。

それでは、事務局から採決の結果を報告してください。

**【大橋室長補佐】**

採決の結果を報告します。賛成8人、反対0でございます。

**【伊東部会長】**

それでは、ただ今の採決の結果、「賛成多数」により公益委員（案）を採用することとし、奈良県最低賃金専門部会の決定といたします。

あらためまして、改正決定する最低賃金額を申し上げます。

現行896円に「40円」を上乗せし、時間額936円に改正することとします。

それでは、事務局が報告書（案）を作成するまでの間、10分程度、休憩といたします。2時10分に再開いたします。それでは休憩とさせていただきます。

（休憩）

**【伊東部会長】**

それでは、時間より5分ほど早いですけれども、全員そろっておられますので再開したいと思えます。ただ今、事務局から委員の皆さんへお配りした

「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」

を検討いたします。事務局からこの報告書（案）を読み上げてください。

**【箸方室長】**

それでは、「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」を読み上げさせていただきます。

（案）

令和5年8月7日

奈良地方最低賃金審議会

会長 伊東 眞一 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会

部会長 伊東 眞一

## 奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の奈良県最低賃金（時間額866円）は、令和3年度の奈良県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

また、別紙3の内容について政府及び中央最低賃金審議会に対し、意見を具申するよう奈良地方最低賃金審議会に要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

### 記

公益代表委員	伊東 眞一	下山 朗	坪田 園子
労働者代表委員	河本 章吾	松田 拓実	山根 惇
使用者代表委員	上村 賢司	当麻 和重	西田 雅彦

### 別紙1

#### 奈良県最低賃金

- 1 適用する地域  
奈良県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 936円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 別紙2

### 奈良県最低賃金と生活保護費との比較について

#### 1 地域別最低賃金

- (1) 件名 奈良県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 866円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

#### 2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和3年
- (3) 生活保護水準（令和3年）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の奈良県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,219円）。

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると、奈良県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）奈良県最低賃金の1か月換算額

$$866 \text{円 (奈良県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1か月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} \div \underline{\underline{122,817 \text{円}}}$$

※ 時間額820円（令和3年度地域別最低賃金額の最低額）で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 別紙3

### 奈良県最低賃金の改正決定にあたっての付帯事項

政府及び中央最低賃金審議会に対して以下の3点について、スピード感をもって推進されることを要望する次第である。

- ① 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げを実現するために、コスト上昇を速やかに価格転嫁できる体制を早急に整えていただきたい。
- ② 「年収の壁」が人手不足の解消を阻害していることを認識していただき、早急に改善を行っていただきたい。
- ③ 地域間格差は最低賃金の相対的比率ではなくその金額の差が問題であることを認識していただき、今後はその解消に向けた施策を考えていただきたい。

以上、例年では別紙1と2を付けさせていただいているのですが、今年につきましては別紙3を新たに付帯事項として付けさせていただいております。以上でございます。

#### 【伊東部会長】

ただ今、事務局が読み上げた報告書（案）につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

#### 【下山部会長代理】

すみません。別紙2の一番下の注釈のところなのですが、表記上は時間額820円（令和3年度地域別最低賃金額の最低額）、これは令和3年度なので、令和3年4月1日現在の、という意味なのでしょうか。

#### 【箸方室長】

そうです。

#### 【下山部会長代理】

そういうことですね。わかりました。

#### 【伊東部会長】

その他にございませんでしょうか。

（意見、質問がないことを確認）

それでは、報告書（案）の（案）を取り除き、これを部会報告といたします。

**【伊東部会長】**

最後に

議題（２）「その他」

ですが、事務局から何かございますでしょうか。

**【箸方室長】**

特にございません。

**【伊東部会長】**

それでは、これもちまして、令和５年度の奈良県最低賃金専門部会を閉会いたします。  
委員の皆様には、熱心な審議にご協力をいただき、ありがとうございました。